

松本広域連合

# 広域計画

期間：平成21年度～平成25年度

松本広域連合

Matsumoto Region Union

# 【目次】

広域計画の改定にあたり	2
1 松本地域の広域行政の推進に関する事	6
2 松本地域ふるさと基金事業の実施に関する事	7
3 旧伝染病舎の管理に関する事	9
4 消防に関する事（消防団に関する事並びに水利施設の設置、維持及び管理に関する事を除く。）	11
5 介護認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市村が行う事務に関する事	13
6 障害程度区分認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市村が行う事務に関する事	15
7 広域的なごみ処理の対応に関する事	17
8 職員の共同研修及び派遣研修の実施に関連して広域連合及び関係市村が行う事務に関する事	18
9 調査研究に関する事	19
10 広域計画の期間及び改定に関する事	20

# 広域計画の改定にあたり

## 1 はじめに

松本市、塩尻市、東筑摩郡及び南安曇郡の19市町村（以下「関係市町村」という。）は、「松本地域広域行政事務組合をゆるやかに広域連合に移行する」という基本方針のもと、十分な論議を重ねて共通の認識に立ち、松本地域の一体的な発展を目指して松本地域広域行政事務組合を解散し、平成11年2月1日に松本広域連合（以下「広域連合」という。）を設置しました。

松本地域は、長野県の中央に位置し、“日本の屋根”といわれる北アルプスが眺望できる美しく豊かな自然と、国宝松本城をはじめとする豊富な歴史文化資産に恵まれ、長野県における経済、文化の中心的役割を担っています。

また、広域連合が、広域消防や介護保険制度及び障害程度区分認定制度に基づくそれぞれの認定審査会の運営など、松本地域の人々の生活に極めて密接な事業を行っていることなどから、地域住民の連帯意識も強固なものとなってきました。

## 2 沿革

### (1) 広域行政機構

昭和46年に関係市町村は、国の広域市町村圏振興整備措置要綱に基づき、松本地域広域市町村圏（以下「圏域」という。）として県知事の指定を受けて松塩筑南安広域市町村圏協議会を設置し、「アルプスの見える豊かな郷土」の建設に向け、圏域の一体的な発展を図るために松本地域広域市町村圏計画を策定しました。

昭和52年に松塩筑南安広域市町村圏協議会を引き継いで設立された松塩筑南安広域行政事務組合は、昭和63年に松本地域広域行政事務組合と名称を改め、平成11年2月に広域連合へと移行しました。

### (2) 松本地域ふるさと市町村圏

国は、平成元年度からふるさと創生及び多極的分散型国土の形成を促進するため、地域の自立的な発展が見込まれる広域市町村圏のなかからふるさと市町村圏の選定をしてきました。

松本地域は、平成元年6月に全国で最初の23モデル圏域のひとつとして選定され、地域の総合的かつ重点的な振興整備を図るため、松本地域ふるさと市町村圏計画（以下「ふるさと市町村圏計画」という。）を策定するとともに、平成元年度及び2年度の2年間でふるさと市町村圏基金を造成し、基金の運用益を活用して広域にわたる多様な地域づくりを進めてきました。

○ ふるさと市町村圏計画の策定経過

	策定年月	計画期間	基本理念	圏域の将来像	施策の大綱 (「編」のみを掲載。)
第1次	平成2年3月	平成2年度 ～平成6年度	地球と人類にとって かけがえのない 美しく豊かな自然を 守り育てながら、 人が人にやさしく 豊かさにあふれ、 誰もが 住んでみたいと思う ふるさとづくり	アルプスにいだかれ やさしさと ゆたかさにあふれた 飛躍するふるさと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 快適で安全な環境と明るく住みよいまちづくり</li> <li>・ やすらぎと生きがいのあるまちづくり</li> <li>・ 人と文化を育むまちづくり</li> <li>・ 魅力ある産業と活力あるまちづくり</li> <li>・ 効率的な行財政運営と住民サービスの充実したまちづくり</li> </ul>
第2次	平成7年2月	平成7年度 ～平成11年度			
第3次	平成12年2月	平成12年度 ～平成16年度	アルプ스에 象徴される 美しく豊かな自然を 守り育てながら、 やさしさと 豊かさにあふれ、 ゆとりと希望に満ちて 発展するふるさとづくり	アルプスの風 さわやかに やさしく豊かに 伸びゆくふるさと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 快適で安全な環境と明るく住みよい地域づくり</li> <li>・ 健やかでやすらぎのある地域づくり</li> <li>・ 人と文化を育む地域づくり</li> <li>・ 活力ある産業と魅力ある地域づくり</li> <li>・ 住民参加による地方分権時代の地域づくり</li> </ul>
第4次	平成17年7月	平成17年度 ～平成21年度			

ふるさと市町村圏計画は、圏域を総合的に振興するための指針としての役割を持ち、その策定にあたっては、国や県の計画、関係市町村の計画や広域計画などとの整合を図り、関係市町村と広域連合が果たすべき役割等を定めてきました。

国は、平成21年3月31日をもって、地域の振興整備を図り、行政機能の分担等を推進してきた広域行政圏施策を、当初の役割を終えたものとして廃止し、今後の広域連携は、地域の実情に応じて関係市町村の自主的な協議によることとしました。

これを受けて、広域連合は、平成21年度に松本地域広域行政圏施策の今後のあり方について協議し、次のとおり基本方針を決定しました。

ア 松本広域行政圏及び広域連合のあり方

当分の間、従来どおりの枠組み等を維持する。

イ ふるさと市町村圏計画

ふるさと市町村圏計画は、第4次計画をもって終了し、第5次計画を策定しない。

ウ 松本地域ふるさと市町村圏基金及び同基金に基づく事業

当分の間、基金を存続し、ソフト事業を従来どおり実施していく。

### (3) 広域連合と関係市村

関係市町村数は、市町村合併により広域連合発足時の19市町村から松本市、塩尻市、安曇野市並びに東筑摩郡の麻績村、生坂村、山形村、朝日村及び筑北村の5村（以下「関係市村」という。）の8市村となりました。

広域連合は、地方分権の進展に伴い、地方が担う役割が今まで以上に大きくなるなかで、関係市村におけるそれぞれの伝統や特性を尊重し、市村の枠を越えて多様化、広域化及び高度化する地域住民のニーズに適切かつ効率的に対応するとともに、国が進めている行財政改革や松本地域内で進められてきた市町村合併などを踏まえ、足腰の強い広域行政システムの構築に努めています。

## 3 広域計画

広域計画は、地方自治法の規定に基づき、関係市村や住民に対して広域連合が掲げる事務処理の方針や目標を示すための計画です。

### ○ 策定等の経過

策定年月	計画期間	策定経過
平成11年11月	平成11年度 ～平成15年度	発足に伴う策定
平成16年2月	平成16年度 ～平成20年度	計画期間終了に伴う全部改定
平成18年7月	～平成20年度	規約変更等に伴う一部改定
平成21年2月	平成21年度 ～平成25年度	計画期間終了に伴う全部改定

広域連合は、平成20年度にそれまでの事務事業を検証し、平成25年度までの指針として全部改定した広域計画を、松本地域の市町の合併やふるさと市町村圏計画の廃止などに伴い、平成21年度から22年度にかけて期間の途中で一部改定し、次の表に掲げる第4次ふるさと市町村圏計画の理念等をこの広域計画に位置づけることとしました。

今後、広域連合は、この松本地域の将来像の実現に向け、広域計画に基づいてこれまでと同様に関係市村と連携しながら事務事業を推進していきます。

基本理念	<p>アルプスに象徴される美しく豊かな自然を守り育てながら、 やさしさと豊かさにあふれ、 ゆとりと希望に満ちて発展するふるさとづくり</p>
松本地域の将来像	<p>アルプスの風さわやかに やさしく豊かに伸びゆくふるさと</p>
施策の柱	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 快適で安全な環境と明るく住みよい地域づくり</li> <li>2 健やかでやすらぎのある地域づくり</li> <li>3 人と文化を育む地域づくり</li> <li>4 活力ある産業と魅力ある地域づくり</li> <li>5 住民参加による地方分権時代の地域づくり</li> </ol>

# 1 松本地域の広域行政の推進に関すること

---

## (1) 経緯

関係市町村は、昭和46年に松本地域広域市町村圏の指定を受けて松本地域広域市町村圏計画を策定し、「アルプスの見える豊かな郷土」の建設に向け、圏域の一体的な発展を図ってきました。

平成元年には、国のふるさと市町村圏の選定を受けてふるさと市町村圏計画を策定し、この計画に基づいて、平成5年4月の広域常備消防体制の整備や平成11年2月の広域連合への移行などの事業の展開を図ってきました。

また、県、関係市町村及び一部事務組合は、この計画に定められた内容に沿って交通体系の整備や個性ある地域づくりを進め、広域連合は、広域消防体制の充実や圏域の一体感を醸成するソフト事業に取り組むとともに、県や他の圏域などと関係市町村との広域的な課題についての連絡調整を行ってきました。

## (2) 現状と課題

松本地域では、超少子高齢型人口減少社会への対応や行財政改革の推進などのために「平成の大合併」が進み、広域連合の関係市町村数も、発足時の19市町村から、平成21年度末には8市村となりました。

また、交通網の整備や情報通信手段の発達・普及などにより、地域住民の生活圏が関係市村の枠を越えて拡大したことにより、広域的な地域づくりや施策に対する行政需要が高まっています。

国は、従来の広域行政圏施策を平成20年度末に廃止し、地域活性化の取り組みとしての「定住自立圏構想」など、新たな事務事業の共同処理の仕組みを推進しています。

## (3) 今後の方針と施策

関係市村の連携及び国や県などと関係市村の連携のさらなる強化を図るとともに、住民本位の効率的で質の高い行政サービスを提供するため、規模や地理的条件などが異なる関係市村の事務事業の共同処理等を通じ、広域行政の推進に努めていきます。

## 2 松本地域ふるさと基金事業の実施に関すること

### (1) 経緯

関係市町村は、平成元年のふるさと市町村圏の選定に伴い、平成元年度と2年度の2年間で、関係市町村の出資及び県の助成により10億円の松本地域ふるさと市町村圏基金を造成しました。

広域連合は、その基金の運用益を原資として、関係団体と協力しながら、圏域の活性化やイメージアップを図るための事業を展開し、圏域全体の振興に努めてきました。

#### ○ 主なふるさと市町村圏事業（平成2年度から21年度まで）

- ア 広域的観光事業
- イ 広域的健康づくり・スポーツ振興事業
- ウ 広域的イベント事業
- エ 広域的地場産業振興事業
- オ 広域的文化事業
- カ 広域的長寿社会対策事業
- キ 広域的地域間交流事業
- ク 広域的高度情報化事業
- ケ 広域的人材活用・育成事業
- コ 広域的国際交流事業
- サ 広域消防推進事業

### (2) 現状と課題

広域連合は、国の広域行政圏施策の廃止に伴い、平成21年度に松本地域ふるさと市町村圏基金の名称を松本地域ふるさと基金と改め、当分の間、この基金を存続し、ソフト事業を従来どおり実施していくこととしました。

基金を造成してからの数年間は、高金利に支えられて積極的な事業展開が可能でしたが、その後の度重なる金利の引き下げにより、基金の運用益が大幅に減少しています。

平成14年度のペイオフ解禁以降は、安全かつ有利な国債等の購入により基金の運用益の確保に努めてきましたが、この運用益を主な財源とするソフト事業の展開は、極めて厳しい状況にあります。

しかしながら、広域連合が展開する事業に対する地域住民や関係市村の期待が大きいことから、可能な限り財源の確保を図るとともに、松本地域の振

興整備につながる事業展開に努めていく必要があります。

### (3) 今後の方針と施策

松本地域の振興整備のため、基金の運用益等の財源確保に一層努めるとともに、必要な事業を厳選し、関係市村の協力を得て、関係団体と連携・協力しながら、効率的かつ計画的に次の諸事業を推進していきます。

ア 広域的観光事業

イ 広域的健康づくり・スポーツ振興事業

ウ 広域的地場産業振興事業

エ 広域的文化事業

オ その他松本地域の多様な地域づくりを進めるための事業

### 3 旧伝染病舎の管理に関すること

---

#### (1) 経緯

昭和47年に伝染病舎の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理するため、松塩筑南安伝染病院組合が設置され、伝染病予防法に基づく伝染病舎の維持管理や患者への対応に努めてきました。

この間、設置及び管理運営主体は、松塩筑南安広域行政事務組合から松本地域広域行政事務組合を経て、広域連合となりました。

平成11年4月に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が施行され、伝染病舎の設置、管理及び運営に関する事務が市町村の事務から県の事務となったため、広域連合は、共同処理事務からこれを除外するとともに、当該病舎（土地・建物）を普通財産として管理することとしました。

松本地域南部の基幹医療機関である国立松本病院からの要望や県からの依頼を受けて、平成11年7月1日から平成13年3月31日までの間、当該病舎を同病院に無償貸与しました。その後、国立松本病院から貸与期間の延長要望があったため、平成18年3月31日まで貸与期間を延長し、併せて施設管理を同病院に委託しました。

松本病院（平成16年4月に国立松本病院が独立行政法人化）から引き続き借り受けたい旨の要望があったため、平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間、同病院と有償貸付契約を締結して、当該病舎を貸与しました。

その後、まつもと医療センター（平成20年4月に松本病院と中信松本病院が組織統合）から貸与期間の延長要望があり、平成21年8月31日まで有償貸与しました。

#### (2) 現状と課題

平成21年9月以降は、当該病舎の管理を広域連合が行っています。

まつもと医療センターは、平成21年10月に長野県から地域医療支援病院として承認され、地域医療支援病院の特色を出し、病院機能を充実するために、平成21年度から29年度にかけて病院施設の整備を計画しています。

今後、広域連合は、財産処分する場合にあっては、まつもと医療センターの地域基幹医療機関として果たす役割と従来からの関係を踏まえ、当該病舎が有効利用されるように、その処分方法に関係市村と慎重に検討する必要があります。

### (3) 今後の方針と施策

旧伝染病舎の財産処分については、まつもと医療センターの意向を把握しながら、関係市村と協議を進め、適正に対応していきます。

## 4 消防に関すること（消防団に関すること並びに水利施設の設置、維持及び管理に関することを除く。）

---

### (1) 経緯

平成5年以前の松本地域における消防体制は、東筑摩郡10町村と南安曇郡2村が非常備の状況にありました。

松本地域広域行政事務組合は、常備消防体制の未整備地域の解消を図るとともに、松本地域19市町村を一体とした広域常備消防体制の構築に取り組み、平成5年4月1日に松本広域消防局が発足しました。これは、関係市町村のそれぞれが、財政力に応じた経費負担をすることにより、地域住民が等しく高度な消防サービスを受けることができる広域消防体制を確立した先駆的な事例として、全国的にも注目を集め、以来、松本広域消防局は、地域住民の安全で、安心できる暮らしを確保するため、消防体制の充実強化に努めてきました。

平成11年2月に広域連合への移行を経て、平成17年4月からは、木曾郡檜川村が塩尻市と合併したことに伴い、同市檜川地区の消防業務を木曾広域連合に事務委託しました。

### (2) 現状と課題

社会情勢の変化等により、災害は大規模化・複雑多様化し、消防業務の高度化が強く求められています。また、松本地域は、「糸魚川－静岡構造線」の中央に位置することから、将来、大規模地震の発生が危惧されるなど、災害に対する住民の関心は、一層の高まりを見せています。

松本広域消防局は、防災関係機関等との連携を強化するとともに、消防、救急及び救助体制を充実させ、大規模災害や特殊災害に備えた危機管理体制の整備をさらに進めていく必要があります。

また、平成18年6月の消防組織法の改正を契機とした「市町村の消防の広域化」については、中南信地域と東北信地域の2つの消防本部体制を推奨するとして「長野県消防広域化推進計画」が平成20年1月に策定されました。

中南信地域では、消防本部を設置している7団体で協議をしていますが、消防広域化により考えられるメリット・デメリットや消防通信指令体制の整備の見通しなどについて慎重に検討する必要があります。

### (3) 今後の方針と施策

松本地域の住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、次に掲げる施策を中心に、積極的に取り組んでいきます。

- ア 常備消防体制の充実
- イ 火災予防対策の推進
- ウ 大規模災害等への対応
- エ 救急救命体制の充実
- オ 情報通信体制の整備

なお、「市町村の消防の広域化」については、関係市村の意向を踏まえ、慎重に対応していきます。

## 5 介護認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市村が行う事務に関すること

---

### (1) 経緯

平成12年4月からの介護保険法施行に伴い、関係市町村は、保険者として被保険者の資格管理、認定調査、保険給付、保険料の賦課及び徴収等の事務を担当し、広域連合は、介護認定審査会の設置及び運営に関する事務を担当することとし、平成11年8月に審査会を設置し、同法施行前の準備期間から審査判定を開始しました。

平成13年10月には、広域連合と関係市町村の間に、通信回線による認定調査及び審査判定事務のデータ相互伝送システム(ネットワークシステム)を構築し、紙ベースによる事務処理から電子データの送受信による事務処理に切り替えました。

また、平成19年7月には、平成13年に導入した介護認定ネットワークシステムが老朽化したため、関係市町村とのネットワークシステムを長野県高速情報通信ネットワーク(ブロードウェイながの)へ接続し、電子データの送受信の高速化やセキュリティーの向上を図るとともに、経費削減や事務処理の効率化を図りました。

介護保険制度の開始以降3回(平成15年、平成18年及び平成21年)行われた要介護認定の方法等の大規模な見直しの際には、必要な研修やシステム改修を実施し、効率的な審査会の運営に努めてきました。

### (2) 現状と課題

介護保険制度については、同法の附則に制度全般についての見直しと併せて検討を加えていくことが明記され、事業計画年度ごとに大規模な要介護認定方法等の見直しが行われてきました。

平成20年度には、被保険者数の大幅な増加に対応する適正な保険給付等により、将来にわたる制度の維持や発展を図るため、介護予防を重視したシステムの推進を柱にした関係市町村の第4期介護保険事業計画が策定されました。

このような状況のなかで、高齢化率の上昇と制度の浸透により、新規の介護認定審査申請件数は、増加傾向にあるものの、有効期間の延長により、全体の審査件数は、ほぼ横ばいで推移しています。

これまでの3回の要介護認定の方法等の大規模な見直しに伴い、一次判定ソフトの改訂が行われてきましたが、審査会の委員に対しては、2年の任期

のなかで、複雑化する審査手法の習熟や強い責任が求められており、その負担が一層重くなることが予想されます。

また、平成21年4月に要介護認定の方法等が見直されましたが、その直後に厚生労働省からの通知による経過措置が適用され、同年10月に再度の認定方法等の見直しを実施されるなど、関係市町村の介護認定調査の現場が混乱する結果となりました。

広域連合としては、引き続き適正な審査判定を行うため、合議体長連絡会議や認定調査員研修会などを開催し、判断基準の適用の平準化を図る必要があります。

### (3) 今後の方針と施策

介護保険制度については、国の介護給付適正化計画のなかで、制度の維持や発展にあたり、適正な給付や認定を目指すこととされています。

介護認定については、要介護認定の方法等の大規模な見直しに伴い、認定調査や審査手法が大きく変わり、その習熟がより困難になっていますが、公平、公正かつ迅速な審査判定を行うため、審査会委員研修や認定調査員研修及び合議体長連絡会などを通じ、判断基準の適用の平準化、認識の共有化を図り、審査会の適正な運営に努めていきます。

また、要介護認定の方法等を見直し等に的確に対応するため、国の動向を注視し、関係市村との連携を図るなかで、効率的な事務処理に向け、適切な対応をしていきます。

将来的には、介護保険制度の安定的な運営、事務処理の効率的な運用、松本地域の被保険者が同一の条件下で制度利用が可能となるための一体的運営などについて、広域連合及び関係市村で研究をしていきます。

## 6 障害程度区分認定審査会の設置及び運営に関連して広域連合及び関係市村が行う事務に関すること

---

### (1) 経緯

これまで障害の種類や年齢によって異なっていた福祉サービスを統一し、全ての障害者が共通の福祉サービスを受け、地域で自立した生活を送ることを目指した障害者自立支援法の一部が、平成18年4月1日に施行されました。

この法律によると、市町村が障害程度区分認定審査会を設置し、障害者へのサービス提供に必要な障害程度区分の決定を行うこととされているため、この法律の施行以前の準備段階において、県市長会や県町村会などは、スケールメリットを生かすため、障害福祉に関して人材が豊富な県に対して審査会を設置するよう要望してきましたが、県からは受託できない旨の回答がありました。

これを受けて、平成17年11月に「市町村審査会の共同設置についての要望書」が関係市町村から広域連合に提出されたため、事務局に研究会を設置して検討を重ねた後、関係市町村議会の議決を経て、平成18年3月に広域連合に審査会を共同設置することについて、県知事から許可が出されました。これにより、平成18年4月1日から、事務局の組織体制の整備を進めるとともに、8合議体、40人の委員による審査会を設置し、初年度である平成18年度には、1,029件の審査判定を行いました。

平成19年度からは審査依頼件数が減少したため、審査会を2合議体、10人の委員による構成とし、併せて、審査会委員研修や認定調査員研修などを実施して、判断基準の適用の平準化や認定調査の適正化を図るように努めてきました。

### (2) 現状と課題

平成21年度は、制度が開始された平成18年度から3年が経過し、認定期間が満了となることによる更新申請が大幅に増加したため、新規、更新及び変更申請を合わせて、年間956件の審査判定を行うとともに、合議体による審査を毎月4回（年間48回）実施しました。

今後は、審査会の将来を見据えた効率的な運営を図るため、関係市村との連携を図るなかで、審査の依頼時期、件数、組織体制などについて、調整を図っていく必要があります。

### (3) 今後の方針と施策

国は、障害者自立支援法を廃止し、障害者福祉制度を抜本的に見直す予定です。今後は、国の動向を注視し、情報収集に努め、関係市村と調整を図りながら必要な対応をしていきますが、当面、審査会においては、引き続き関係市村との連携を図るなかで、公平、公正かつ適正な審査判定を行い、効率的な審査会の運営に努めていきます。

障害程度区分認定制度が現行のまま継続された場合、平成24年度は、制度開始以来2回目の更新申請が集中する年となり、審査件数が大幅に増加することから、平成22年度末の委員改選期に合わせて、審査会の合議体数や委員数を検討します。

また、今後も、国の一次判定ソフトをベースとした関係市村との既存ネットワーク回線を介してのデータの送受信や県内の複数の広域連合と共同開発したソフトを有効に使用するなどにより経費の節減に努めるとともに、迅速で適正な事務処理能力の向上を図り、審査件数の増加に対応していくため、更新申請が集中する平成24年度に向けて、新たな障害認定システムの導入を検討します。

## 7 広域的なごみ処理の対応に関すること

---

### (1) 経緯

国からのごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドラインの提示に伴い、平成10年度に関係市町村に池田町及び松川村を加えた21市町村は、長野県ごみ処理広域化松本地域計画(以下「ごみ処理広域化松本地域計画」という。)を策定しました。

また、平成11年6月には、この計画の推進を図るために松本地域ごみ処理広域化推進協議会(事務局:松本地方事務所)が設置されました。広域連合は、この協議会に参画するとともに、廃棄物処理の適正化等のため、広域的なごみ処理への対応を行うこととなりました。

### (2) 現状と課題

ごみ処理広域化松本地域計画に基づき、平成18年3月に白坂衛生施設組合が解散し、同年4月に麻績村と筑北村が新たに穂高広域施設組合に加盟したことから、松本地域のごみ処理は、現在、3つの一部事務組合(松本西部広域施設組合、塩尻・朝日衛生施設組合及び穂高広域施設組合)により行われています。

ごみの収集は、各市村又は一部事務組合が実施していますが、分別収集方法やリサイクルへの取組みは、それぞれが異なっています。

広域連合は、松本地域ごみ処理広域化推進協議会において、ごみ処理広域化計画の進行管理、新技術の研究や情報交換、ごみ減量化やリサイクルの推進、分別収集方法の統一、ごみの適正処理に関する研究や情報交換など、必要な情報の収集に努めています。

### (3) 今後の方針と施策

松本地域ごみ処理広域化推進協議会は、ごみ処理の広域的な課題に適切に対応するため、策定から10年を経過したごみ処理広域化計画の見直しを行うこととしました。

広域連合は、この協議会を通じて、松本地域の今後の方向性を把握するとともに、関係市村に共通する課題についての調査研究を進めます。

## 8 職員の共同研修及び派遣研修の実施に関連して広域連合及び関係市村が行う事務に関すること

---

### (1) 経緯

限られた財源のなかで、住民本位の効果的な諸施策を実現していくためには、関係市町村の職員の一層の能力開発と資質向上を図ることが不可欠であることから、平成11年2月の広域連合発足を契機に、広域連合と関係市町村とが協力して職員研修を企画し、取り組むこととしました。

広域連合は、関係市町村と実施方法について調整を行い、平成12年度から職員共同研修を、平成13年度から職員派遣研修を実施しています。

### (2) 現状と課題

広域連合と関係市村は、多様化する住民ニーズや地方分権の進展による新たな市町村事務など、関係市村を取り巻く行政諸課題に対応するための職員共同研修と関係市村間の職員の相互派遣研修を実施しています。

行政諸課題が増加していくなかで、職員の能力開発、資質向上、幅広い行政感覚の醸成などが求められていることから、さらに内容を充実させ、研修効果を高めていく必要があります。

### (3) 今後の方針と施策

過去の研修実績や関係市町村からの要望を踏まえ、関係市村に共通する課題や時代の変化による新たな行政課題などに着目し、密度の濃い専門的な研修を計画的に実施していきます。

関係市村は、松本地域の一体的な発展のため、広域連合が行う共同研修や派遣研修に積極的に協力していくものとします。

## 9 調査研究に関すること

---

### (1) 経緯

地方分権の進展、少子高齢化社会の到来、地域住民の価値観の多様化や生活圏の拡大などにより、行政サービスの一層の専門化や高度化が必要なことから、平成11年2月の広域連合発足を契機に、広域的な諸課題について調査研究に取り組むこととしました。

### (2) 現状と課題

当面の検討すべき課題として、広域的な地域情報化と観光振興を中心に調査研究を進めてきましたが、今後、地方分権の進展や広域的な諸課題に柔軟に対応する必要があることから、効率的かつ効果的な広域行政の推進について、住民ニーズを把握しながら幅広く調査研究を進めていく必要があります。

### (3) 今後の方針と施策

関係市村及び関係機関との連携を図り、研究会や講演会などを通じて次の事項に関する調査研究を進め、広域連合として処理することが適切な事項については、積極的に対応します。

ア 地方分権に関すること。

イ 広域的な地域情報化に関すること。

ウ 広域的な保健福祉に関すること。

エ 広域的な観光振興に関すること。

オ その他広域にわたる重要な課題で広域連合長が別に定める事項に関すること。

## 10 広域計画の期間及び改定に関すること

---

広域計画の期間は、原則として、平成21年度から平成25年度までの5年間とし、その後は、5年間を単位に、計画期間の満了前に見直しを行います。

ただし、広域連合長が必要と認めた場合は、随時、改定を行うものとします。